

【看護師特定行為の実習についての説明】

当院は、特定行為研修施設として看護師特定行為研修生の実習を行っています。一定の区分に対して「医療補助者」の立場を超え、「医療提供者」としての主体的な責任感、診断・医療行為のあり方について医師と同じ心構えをもって学び修得するための実習を行い、看護師としての経験に加えることでチーム医療を組織できる中心的な人材に成長することを目指します。

□ 実習生としての能力と資格

実習生は臨床経験5年以上の看護師で、1年間の医学教育を受け臨床実技試験および学力試験に合格し実習に参加しています。

【実習内容】

主に救急科、呼吸器外科、心臓血管外科において、医師の指導のもとに救急疾患および外科治療を要する患者さんの診療に参加し、改正保健師助産師看護師法で規定された特定行為（下表）の研修も行います。

区分名	特定行為名
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	1. 経口用気管チューブまたは経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	2. 侵襲的陽圧換気の設定の変更
	3. 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	4. 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	5. 人工呼吸器からの離脱
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	17. 中心静脈カテーテルの抜去
循環動態に係る薬剤投与関連	30. 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	31. 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	32. 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	33. 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
	34. 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整

【看護師特定行為研修の実習についてのお問い合わせ先】

東北医科薬科大学病院 特定行為研修委員会 委員長 遠藤 俊毅

東北医科薬科大学病院 看護部 部長 鈴木 まゆみ